

「仕事を失ってしまい、家賃が払えない…」「生活費が足りなくて、どうしよう」「就職活動をしたいけれど、何から始めればいいのかわからない」――。生活の中で突然の困難に直面したとき、一人で悩んでいませんか？

そんなときに、あなたの力になれる制度があります。「生活困窮者自立支援

制度」は、生活に困っている人が少しずつ安定した暮らしを取り戻せるよう支援する制度です。糸満市社会福祉協議会では、専門の相談員があなたの状況に合わせた支援と一緒に考え、必要なサポートにつなげます。まずは「話をすること」から始めてみませんか？

今月の特集では、同制度

に基づき開設された「糸満市くらしのサポートセンターきづき」で行われる具体的な支援メニューや相談の流れなどをご紹介します。ご相談内容や、ご本人またはご家族の秘密は守ります。あなたや、あなたの身近な人が「生活に困った」と感じたときは、一人で抱え込まずに、ぜひご相談ください。

住み慣れた地域で生活ができるように

現在、1カ月に約300件の相談を受け付けていて、新規相談件数も毎月20件程度あります。17歳の就労相談から、ひとり親世帯の住居探し、引きこもりに関する相談、80代が抱える最近の困りごとといったように、年齢層も相談内容もさまざまです。そのため、私たちは福祉や保健、医療、税や住居など分野を問わず、関係機関と連携して相談者の支援を行っています。しかし、現在整備

されている制度だけでは、近年の多種多様な課題を拾いあげ、支えることが難しい場合があります。そのため、私たちは、よりよい地域社会を築くために、相談内容からニーズを把握し、社会資源の開拓を行う役割も担っています。

また、きづきを運営する糸満市社会福祉協議会では、法外援助事業として、現行制度では対応が難しい人に対して住民の皆さんや企業などから寄付いただいた「支え合い食料支援」や「ゆいまゝる資金貸付」など、緊急かつ一時的なケースにも対応し

ています。きづきが行う事業と組み合わせながら生活の立て直しを図り、自立に向けた支援を行っており、そのほかにも必要だと思われる他制度や専門機関へのつなぎ支援を行います。

「こんなことで相談なんて」「小さなことだから」と考える人もいますが、話すことで自身の課題が把握できたり、気が晴れることもあります。私たちは、あなたの思いや考え、意向を尊重しながら目標や希望を実現するお手伝いをします。メールや電話でも良いので、一人で悩まず、まずは気軽にご相談ください。また、同じ地域に住んでいる人で「困って

いそうだな」「手助けが必要そうだな」と思う人がいたとき、私たちが訪問し、話を聞いて支援をします。ので、ご連絡ください。地域で地域の人を支えて、みんなが住み慣れた場所で生活ができるようにしていきますよ。



社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会
糸満市くらしのサポートセンターきづき
社会福祉士/精神保健福祉士
主任相談支援員 城間 貴恵さん

生活困窮者自立支援制度とは？

糸満市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
イチマニャー



支援協力事業者を募集しています!!

きづきでは、就労支援にご協力いただける事業者さま、家賃が安い住宅の賃貸にご協力いただける事業者さまを必要としています。生活困窮者を支えるため、皆さまからのご連絡をお待ちしています!!

LINEで相談することも可能です!!

「対面が不安」「相談に行く時間がない」など、来所で相談することが困難な人に対して、LINEでの相談受け付けを行っています。24時間相談を受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。



二次元コードを読み取って相談してニャ!

第1のネット

社会保険制度
労働保険制度

第2のネット

生活困窮者
自立支援制度

第3のネット

生活保護制度

重層的なセーフティネット

リーマンショックや社会の高齢化に伴った生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、国は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、平成25年に生活困窮者自立支援法を制定しました。同法制定に伴い、社会保険制度や労働保険制度と、生活保護制度の間に生活困窮者自立支援制度を創設することで、生活に困窮する人に対して重層的なセーフティネットを全国的に拡充し、包括的な支援体系を整えました。